

輸送サービスセンター利用規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が所有する輸送サービスセンター（以下「センター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用者の範囲）

第2条 センターは、協会の会員とその従業員の教育研修・福祉増進等の利用に供するものとする。ただし、施設に余裕のある場合は、それ以外のものの利用を認めることができる。

（センターの利用）

第3条 センターの利用は、原則として休館日以外の日の午前9時から午後5時までとする。但し、特別の場合は、この限りでない。

（利用料金）

第4条 センターの利用料金は、別表のとおりとする。

（利用の申込）

第5条 センターを利用しようとするものは、利用期日の5日前までに所定の利用申込書（様式第1号）に必要事項を記載のうえセンターに提出するものとする。

2 利用申込書を受理したときは、管理職員は速やかにその適否を決定して、利用承認書（様式第1号）を交付するものとする。

3 利用承認の順位は、申込順に利用目的等を勘案し決定するものとする。

4 利用承認書の交付をうけたときは、利用者は利用料をセンターに納入するものとする。

5 利用料の納入があったときは、領収書（様式第3号）を発行し交付する。

（利用の取消、変更）

第6条 利用承認を受けたものが、その利用を取消し、または変更しようとするときは、速やかにセンターに申出なければならない。

2 利用を取消すときは、利用期日の2日前までに申出があったときに限り、前納した利用料がある場合は、利用料を返戻する。

3 正当な手続きによらないで、利用の変更、利用の転貸は認めないものとする。

(利用者の心得)

第6条 次の各号の1に該当すると認めるときは、利用中といえども承認を取消し、又は利用を中止させ、あるいは退館させることができる。

- (1) 利用承認書を携行しないとき。
- (2) 公安または風俗を害するおそれありと認めるとき。
- (3) 他人に迷惑になるような言動ありと認めるとき。
- (4) センターの施設・器具を故意に破損し、または持ち出そうとしたとき。
- (5) センター管理職員の指示に従わないとき。
- (6) その他管理に著しく支障があると認められたとき。

2 センターでは、酒類を使用する集会、会議等してはならない

3 センターを利用し、器具を借用しようとするときは事前に申出るものとする。

4 自動車等の整理は、不測の事故を想定し所定場所以外に駐車しないこと。

5 承認のない陳列・物品の販売・刊行物の販売・寄附行為・催物の掲示・広告などの宣伝は行わないこと。

(施設・備品類破損等の弁償)

第8条 利用者が建物および施設・備品類を破損したときは、その損害の限度において、利用者と利用申込責任者は連帯してこれを弁償しなければならない。

2 外部から搬入した物件により施設等に損害を及ぼしたときは、利用申込責任者がこれを補償しなければならない。

(利用料の減免)

第9条 次の各号に掲げる場合は、利用料を減免することができる。

- (1) 協会組織の利用
- (2) 協会長が減免の必要ありと認めるとき

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項について必要があるときは、総務・交付金運営委員会の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年5月29日から施行する。
- 2 平成17年5月9日 一部改正

附 則

この規程は、一般社団法人岡山県トラック協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。（平成25年3月25日一部改正）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（平成26年3月26日一部改正）